

JPBL002 株を利用して生産されたプルラナーゼに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「JPBL002 株を利用して生産されたプルラナーゼ」については、平成 30 年 2 月 15 日付けでノボザイムズジャパン株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、従来のもものよりも高い比活性を有するプルラナーゼを作製させるため、*Bacillus licheniformis* Ca63 株を宿主とし、*Bacillus acidopullulyticus* NCIMB 11639 株由来のプルラナーゼ遺伝子及び *Bacillus deramificans* LMGP 13056 株由来のプルラナーゼ遺伝子のハイブリッド遺伝子の導入等を行った JPBL002 株を利用して生産されたプルラナーゼである。

3. 利用目的及び利用方法

本品目の利用目的や利用方法は、従来 of プルラナーゼと相違はない。